

千葉地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 賦課決定処分取消請求事件
国側当事者・国(成田税務署長)
平成23年5月17日却下・控訴

判 決

原告	甲
同法定代理人親権者父	乙
同法定代理人親権者母	丙
被告	国
同代表者法務大臣	江田 五月
処分行政庁	成田税務署長 東 英雄
被告指定代理人	北村 修
同	小坂 明正
同	信本 努

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

成田税務署長が平成20年4月18日にした原告の平成18年分所得税に係る更正処分及び重加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、成田税務署長が平成20年4月18日付けでした平成18年分所得税に係る128万6200円の増額更正処分及び44万8000円の重加算税賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」といい、上記更正処分と併せて「本件各処分」という。)は、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用であるゴミ処理費用1000万円を株式会社Aに対する同額の債権と相殺することにより負担したにもかかわらず、これを認めなかったものであって違法であるなどと主張して、本件各処分の取消しを求めた事案である。

- 1 前提事実(証拠等の掲記のない事実は当事者間に争いが無い。)

(1) 本件各処分

成田税務署長は、平成20年4月18日付けで、原告に対し、別紙記載の「㊸更正後の額」欄記載の認定に基づいて、本件各処分をした(甲13)。

(2) 異議申立て

ア 原告は、平成20年5月8日、成田税務署長に対し、本件各処分について異議申立てをした。

イ 成田税務署長は、同年7月9日付けで、上記異議申立てを棄却すると決定し（以下、これに係る異議決定書を「本件決定書」という。）、本件決定書謄本は、同月13日、原告に対して送達された（乙2ないし4）。

(3) 審査請求

ア 原告は、平成22年5月10日、国税不服審判所長に対し審査請求をした（以下「本件審査請求」という。）。
イ 国税不服審判所長は、同年8月27日付けで、本件審査請求が国税通則法77条2項に規定する不服申立期間を徒過しており同条3項に定める「やむを得ない理由」もないとして本件審査請求を却下し、同請求に係る裁決書はそのころ原告に送達された（甲15、弁論の全趣旨）。

(4) 本件訴訟提起

原告は、同年11月25日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著）。

2 主要な争点

本件の争点は、適法な審査請求前置の有無であり、具体的には①審査請求期間を徒過した点について「やむを得ない理由」（国税通則法77条3項）があるか、②本件賦課決定処分について審査請求がなされているかが問題となる。

3 争点に関する当事者の主張

(1) 原告

① 「やむを得ない理由」の有無

本件決定書謄本を受け取って間もなく、原告の父が成田税務署に行き、本件決定書記載の事実関係が誤っている点を指摘したところ、同税務署の担当者から事実関係を調査の上連絡すると言われた。原告はこの連絡を待っていたところ、連絡がなかったため、審査請求をするのが遅くなった。

審査請求をするまでの間、原告は転居もしたが、いずれにせよ事実が誤っていることが判明すれば同税務署が取り消すと考えたので、原告から同税務署に問い合わせはしなかった。

② 本件賦課決定処分について審査請求がなされているか

被告の後記主張は争う。

(2) 被告

① 「やむを得ない理由」の有無

原告が主張する事由は「やむを得ない理由」に該当しない。

② 本件賦課決定処分について審査請求がなされているか

原告は、本件賦課決定処分については、本件審査請求において不服の対象としておらず、審査請求をしていないのであるから、審査請求前置を充たしていない。

第3 当裁判所の判断

1 争点について

(1) 前記第2、1、(2)、イのとおり、本件決定書は平成20年7月13日に原告に送達されているのに対し、同(3)、アのとおり、本件審査請求は平成22年5月10日に行われており、本件審査請求が国税通則法77条2項所定の審査請求期間（異議決定書謄本の送達日の翌日から1か月以内）を徒過してなされているのは明らかであるので、「やむを得ない理由」（同条3項）の有無について検討する。

(2)ア 国税通則法第77条3項に定める「やむを得ない理由」とは、不服申立期間を設けた趣旨が租税法律関係の早期確定を図る点にあることや、同項が「天災その他・・・やむを得ない理由」として天災を例示していることに鑑みれば、申立人が不服申立てをしようとしても、その責めに帰すことができない事由によりこれをすることが客観的にみて不可能であったと認められるような事情の存在を意味するものと解するのが相当である。

イ この点、原告は、本件決定書謄本を受け取って間もなく、原告の父が成田税務署に行き、同決定書の事実関係が誤っている点を指摘したところ、同税務署の担当者から事実関係を調査の上連絡すると言われたので連絡を待っていたが、連絡がなかったため審査請求をするのが遅くなった旨主張する。

しかし、仮に原告主張のやり取りが成田税務署の担当者との間にあったとしても、これによって原告が審査請求期間内に審査請求をすることがその責に帰すことができない事由により客観的にみて不可能であったとは認められない。例えば、原告は同税務署に対して何らの確認や連絡を取らずに審査請求期間を徒過したものであるが、これを取っていけば、税務署の調査とは別に審査請求をすべき旨の教示が得られたであろうことから明らかである。よって、上記ア記載の「やむを得ない理由」があったとは認められず、本件審査請求は不適法である。

(3) したがって、適法な審査請求を経ていない本件訴えは、その余の点を検討するまでもなく、いずれも不適法となる（国税通則法115条1項本文）。

2 結論

以上の次第で、本件訴えはいずれも不適法であるからこれを却下することとし、主文のとおり判決する。

千葉地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 多見谷 寿郎

裁判官 小川 暁

裁判官 松下 絵美

別紙 省略